

伊達市男女共同参画プラン改定案の概要

(1) 期間

平成 29 年～平成 33 年の 5 年間に更新。

(2) 基本理念

「伊達市男女共同参画推進条例」と整合性を図り、条例に掲げた 6 つの基本理念をプランの基本理念とする。

(3) 構成

基本目標 > 施策の方向 > 基本的な施策 > 具体的な事業 という構成を踏襲。

※現行プランでは、「基本的な施策」と「具体的な事業」の関連性がわかりづらかったので、掲載の仕方を改善。

(4) 改定内容

- ① 「基本目標」の説明文を現在の状況を踏まえた内容に変更。
 - ② 「施策の方向」の説明文をよりわかりやすく変更。
 - ③ 「施策の方向」の一部を名称変更。
 - ④ 「基本的な施策」及び「具体的な事業」については、基本的に継承。
 - ⑤ 積極的格差是正措置（ポジティブ・アクション）促す施策や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図れる職場環境づくりを促す施策を「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が定める市町村推進計画として位置づけ。
 - ⑥ 東日本大震災・原発事故を教訓として、防災に関する施策を追加。
 - ⑦ 性的マイノリティへ配慮し、多様な性を認める意識の醸成に関する施策を追加。
 - ⑧ 機構改革により部署名が変わっているので、現在の部署名に変更。
- ※③、⑤、⑥、⑦、⑧については、改定案本文において網掛けで表示。